

NEW	No	名称	地域	都道府県	市区町村	開始	終了	随時	日付補足	補助要件	補助限度額	補助率/助成率	目的・対象事業	対象者	対象期間	URL	備考
NEW	1	中小企業成長加速化補助金（3次公募）	全国	全国	（空白）	2026年09月29日	2026年10月29日	（空白）	※15時締切	○補助事情の要件 ①「100億宣言」を行っていること ②投資額1億円以上（専門家庭費・外注費を除く補助対象経費分） ③一定の賃上げ要件を満たす今後5年程度の事業計画の策定（賃上げ実施期間は補助事業終了後3年間） ○賃上げ要件 ・補助事業が完了した日を含む事業年度（基準年度）の「従業員（非常勤含む）1人当たり給与支給総額」と比較した、基準年度から3事業年度目の事業年度（最終年度）の「従業員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が、全国における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率（4.5%）（「基準率」）以上であることが必要です。 ・投状計には、応募申請時に基準率以上の目標を掲げ、その目標を従業員等に表明の上、達成することが要件となります ※当該「従業員の1人当たり給与支給総額」の年平均上昇率が、基準率以上であることを満たした上で、「従業員の給与支給総額」か「従業員の1人当たり給与支給総額」のどちらを目標に掲げるかは応募申請時に選択いただきます。申請後の変更は出来ません。 ○補助金返還となる場合 ①交付決定までに目標を従業員等に表明しなかった場合 ②基準年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」が、応募申請時の直近の事業年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」を下回っている場合 ※「従業員の給与支給総額」を目標に掲げた場合、基準年度の「従業員の給与支給総額」が、応募申請時の直近の事業年度の「従業員の給与支給総額」を下回っている場合も同様 ③応募申請時に掲げた目標を達成できなかった場合（未達成率に応じて返還） ④「従業員の給与支給総額」を目標として掲げた場合に、基準年度と比較した最終年度の「従業員の1人当たり給与支給総額」が、全国における直近5年間の最低賃金の年平均上昇率（4.5%）を下回った場合（未達成率に応じて返還） ※「従業員の給与支給総額」の目標も達成できなかった場合、未達成率の大きな指標に応じて返還。ただし、天災など事業者の責めに帰さない理由がある場合を除く。補助金返還となった場合は事業者名は公表しない。	5億円	1/2	日本経済は、賃上げ率・国内投資ともに30年ぶりの高水準にあり、変化の兆しが見える中、多くの中小企業は、物価高や人手不足などの経営課題に直面しています。経済の好循環を全国に行き渡らせるためには、中小企業全体の「稼ぐ力」を底上げするとともに、地域にインパクトのある成長企業を創出していくことが重要です。 特に売上高が100億円に及ぶ企業は、一般的に賃金水準が高く、輸出による外需獲得やサプライチェーンへの波及効果も大きいなど、地域経済に与えるインパクトも大きいものとなります。中小企業成長加速化補助金は、こうした観点から将来の売上高100億円を目指して、大胆な投資を進めようとする中小企業の取組を支援することを目的とします。	売上高100億円を目指す中小企業 ※売上高が10億円以上100億円未満である必要がありませ ※独立行政法人協会 ※基準法及び環境現定に基づく予算執行可能期間を踏まえ調整	交付決定日から14か月以内 ～24か月以内（※）	https://growth-100-oku.smrj.go.jp/	○問合せ先：中小企業成長加速化補助金事務局
		特定生産性向上設備等投資促進税制	全国	全国	（空白）	2026年07月31日	2029年03月31日	（空白）	（空白）	○投資計画の適用要件 下記要件を満たす設備投資計画のうち、経済産業大臣の承認を受けたもの ①投資予算額：35億円以上（中小企業等については5億円以上） ②ROI（投資利益率）水準：年平均15%以上 ③投資計画が取締役会等の適切な機関の意思決定に基づくもの ④本設備導入計画が適用法人の成長投資を増加させるものであること ⑤本設備導入の実現に必要な資金の調達する手法が記載していること 等 ※詳細は経済産業省HP等での公表情報を参照 ○対象設備の要件 ①生産等設備を構成するもの ②国内投資であること、中古資産でないこと、貸付の用に供する資産ではないこと ③試験研究の用に供するものではないこと等 ○設備の種類 ・機械装置【1台160万円以上】 ・工具及び器具備品【1台120万円以上、1台40万円以上かつ複数合計120万円以上】 ・建物【一の取得価格が1000万円以上】 ・建物附属設備及び構築物【一の取得価格が120万円以上、一の60万円以上かつ事業年度の合計120万円以上】 ・ソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上（販売目的のものは除く）】 ○他の設備投資規制の適用制限 本措置の適用を受ける場合、投資計画期間中は、次の制度の適用を受けることができない。 ・中小企業経営強化税制（繰越税額控除制度を除く） ・地域未来投資促進税制・カーボンニュートラルに向けた投資促進税制	対象設備の即時償却、又は、税額控除：7%または4% 控除上限：法人税額の20% 繰越税額控除 事業年度の急激な変化による影響への対応 見し難い国際経済事情の急激な変化に対応するための計画について、産業競争力強化法に基づく認定を受けた事業者については、最大3年間の税額控除の繰越を行うことが可能。	税額控除を選んだ場合） ・当期法人税額の20%が控除上限 ・対象設備の税額控除 税額控除が7%：機械装置、器具備品、工具、ソフトウェア 税額控除が4%：建物、構築物、建物附属設備	国内投資の拡大を通じて、日本企業の「稼ぐ力」を向上させ、賃上げを含めた好循環を形成するため、高付加価値化のための大胆な設備投資を促進する税制が創設されました。	○大企業、中小企業等 ○租税特別措置の不適用措置 大企業については、対前年度の所得を上回る事業年度において、次のいずれかに該当する場合、本制度（繰越税額控除を除く）を適用しない。①継続雇用者の給与等支給額の対前年度増加率1%未満（従業員数2,000人超の場合等は2%未満）②国内設備投資額が当期償却費総額の30%以下従業員数2,000人超の場合等は40%以下）	設備投資計画の産業界競争力強化に資する ※独立行政法人協会 ※基準法及び環境現定に基づく予算執行可能期間を踏まえ調整	https://www.meti.go.jp/policy/eco-nomy/kyosoryoku_kyoka/henkashien/dantanzeisel/daitan.html	○産業競争力強化法の令和8年度改正 ○問合せ先：大臣官邸投資促進税制サポートセンター
NEW	2	令和7年度補正予算・省エネ・非化石転換補助金（工場・事業場型）（3次公募）	全国	全国	（空白）	2026年08月20日	2026年09月28日	（空白）	（空白）	○（I）工場・事業場型事業要件 a) 先進枠：資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会や審査・採択した「先進設備・システム」へ更新等する事業 b) 一般枠、中小企業投資促進枠：機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する「オーダーメイド型設備」又はSIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として登録及び公表した「指定設備」へ更新等する事業 c) サプライチェーン連携枠：サプライチェーン上の4者以上が共同で立案した設備更新計画を支援する事業 事業要件は「一般枠」「中小企業投資促進枠」と同じ 省エネルギー効果の要件 a) 先進枠：①省エネ率・非化石割合増加率：30%以上、②省エネ量＋非化石使用量：1,000kWh以上、③エネルギー消費原単位改善率：15%以上 b) 一般枠：①省エネ率＋非化石割合増加率：10%以上、②省エネ量＋非化石使用量：700kWh以上、③エネルギー消費原単位改善率：7%以上 c) 中小企業投資促進枠：①省エネ率＋非化石割合増加率：7%以上、②省エネ量＋非化石使用量：500kWh以上、③エネルギー消費原単位改善率：5%以上 d) サプライチェーン連携枠：省エネ率＋非化石割合増加率：5%以上 ○（IV）エネルギー需要最適化型 SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業 ※新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所へ新たに導入するEMS及び、既存の事業所において、新たな製造ラインやエリアに設置するEMSも対象とする。 ○詳細は公募要項でご確認ください。	（I）工場・事業場型 a) 先進枠 ・単年度事業：15億円（20億円） ・複数年度事業：30億円（40億円） ・連携事業：30億円（40億円） b) 一般枠、中小企業投資促進枠 ・単年度事業：15億円（20億円） ・複数年度事業：20億円（30億円） ・連携事業：30億円（40億円） c) サプライチェーン連携枠 ・単年度事業：15億円（20億円） ・複数年度事業：20億円（30億円） （IV）エネルギー需要最適化型：1億円 ※（I）内は非化石転換の場合	（I）工場・事業場型 a) 先進枠 ・中小企業者等：2/3以内 ・大企業、その他：1/2以内 b) 一般枠 ・中小企業者等：1/2以内 ・大企業、その他：1/3以内 c) 中小企業投資促進枠 ・中小企業者等：1/2以内 d) サプライチェーン連携枠 ・中小企業者等：1/2以内 ・大企業、その他：1/3以内 （IV）エネルギー需要最適化型 ・中小企業者等：1/2以内 ・大企業、その他：1/3以内	地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況の下、我が国は、以前より省エネルギー設備投資やエネルギー管理の適正化等を推進し、世界の中でも高い省エネルギー水準を達成しているところではあるが、2030年のエネルギーミックスの達成、また2050年のカーボンニュートラル実現に向け、2021年10月に「第6次エネルギー基本計画」が策定され、更なる野心的な目標が掲げられた。2030年までに6,200万kWh程度のエネルギーを削減するためには、産業・業務部門において更なる省エネ設備投資を積極的に呼び込むグリーンリカバリー投資を推進していくことが重要である。 加えて、直近の中業情勢により、原油市場の影響を受けて価格が高騰し始めており、エネルギー使用量を削減する省エネ型設備の導入は、一層重要性が増している。本事業は、事業者が計画した省エネルギーの取組のうち省エネルギー性能の高いエネルギー設備・生産設備等への更新および新設、それと併せて計画・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステムを導入することにより省エネルギー効果の要件を満たす事業に要する経費の一部を補助することにより、各分野の省エネルギー化を推進し、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需要構造の構築を図ることを目的とする。	中小企業者等、大企業、その他（みなし大企業等）	交付決定日～2027年1月31日（日） 複数年度事業：交付決定日～最終年度の1月末（最長2030年1月31日）	https://sil.or.jp/koujou07r/	○問合せ先：一般社団法人環境共創イニシアティブ（SII） ○各機械メーカーが自社の工作機械を本補助金の補助対象設備にするためには、「省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）」の「（Ⅲ）設備単位型」として事前に申請しておく必要がありま ※未登録の場合は早急に行ってください。
		令和7年度補正予算・省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）（3次公募）	全国	全国	（空白）	2026年08月20日	2026年09月28日	（空白）	（空白）	○事業要件 （Ⅲ）設備単位型（従来枠）：SIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として公表した「指定設備」へ更新等する事業 （Ⅲ）GX設備単位型（メーカー強化枠）：従来枠の事業要件に加えて、GX要件を満たしたメーカーの指定設備へ更新等する事業 （Ⅲ）GX設備単位型（トップ性能枠）：GX要件を満たしたメーカーの設備のうち、SIIが設置した第三者委員会が定めた「トップ性能基準」を満たす設備を導入（更新・新設）する事業 （Ⅱ）電化・脱炭素燃焼型 更新：SIIがあらかじめ定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、SIIが補助対象設備として公表した指定設備を用いて、化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う指定設備等へ更新等する事業 改造：現在使用している設備を水素燃焼可能な設備に改造して脱炭素化を図る事業 新設：新たに事業活動を開始する新築・新設の事業所又は、既存の事業所に、水素燃料を活用可能な設備を導入して、脱炭素化を図る事業 （IV）エネルギー需要最適化型：SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業 ○省エネルギー効果の要件 （Ⅲ）設備単位型／（Ⅲ）GX設備単位型 更新 ①省エネ率：10%以上②省エネ量：1kWh以上③経費当たり省エネ量：1kWh/千円以上 新設 普及型設備や従来枠の指定設備と比べてさらにエネルギー消費効率の高い、トップ性能設備を導入する事業であること。 （Ⅱ）電化・脱炭素燃焼型	（Ⅲ）設備単位型：1億円 （Ⅲ）GX設備単位型：3億円 （Ⅱ）電化・脱炭素燃焼型：3億円 （IV）エネルギー需要最適化型：1億円	（Ⅲ）設備単位型：1/3以内 （Ⅲ）GX設備単位型：1/3以内 ・メカ性能枠：1/3以内 ・トップ性能枠：1/2以内（設備更新）または1/5以内（設備新設） （Ⅱ）電化・脱炭素燃焼型： ・設備更新：1/2以内 ・設備改造：1/2以内 ・設備新設：1/5以内 （IV）エネルギー需要最適化型 ・中小企業者等：1/2以内 ・大企業、その他：1/3以内	地球環境問題への対応の必要性が急速に高まっている状況の下、我が国は、以前より省エネルギー設備投資やエネルギー管理の適正化等を推進し、世界の中でも高い省エネルギー水準を達成しているところではあるが、2030年のエネルギーミックスの達成、また2050年のカーボンニュートラル実現に向け、2021年10月に「第6次エネルギー基本計画」が策定され、更なる野心的な目標が掲げられた。2030年までに6,200万kWh程度のエネルギーを削減するためには、産業・業務部門において更なる省エネ設備投資を積極的に呼び込むグリーンリカバリー投資を推進していくことが重要である。 加えて、直近の中業情勢により、原油市場の影響を受けて価格が高騰し始めており、エネルギー使用量を削減する省エネ型設備の導入は、一層重要性が増している。本事業は、事業者が計画した省エネルギーの取組のうち省エネルギー性能の高いエネルギー設備・生産設備等への更新および新設、それと併せて計画・見える化・制御等の機能を備えたエネルギーマネジメントシステムを導入することにより省エネルギー効果の要件を満たす事業に要する経費の一部を補助することにより、各分野の省エネルギー化を推進し、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需要構造の構築を図ることを目的とする。 また、補助対象となる設備のうち、GX要件（次期GXリーグへの参加、企業の成長（例：コスト競争力の向上、海外市場の獲得））に対する今後の方針を定める等）にコミットするメーカーが製造する設備については、GX経済移行債を原資とした予算（GX予算）にて、上限額を増額した上で、支援を行うこととする。	中小企業者等、大企業、その他（みなし大企業等）	単年度事業：交付決定日～2027年1月31日（日） 複数年度事業：交付決定日～最終年度の1月末（最長2028年1月31日）	https://sil.or.jp/setsub07r/	○問合せ先：一般社団法人環境共創イニシアティブ（SII） ○各機械メーカーが自社の工作機械を本補助金の補助対象設備にするためには、「（Ⅲ）設備単位型」として事前に申請して登録しておく必要がありま ※未登録の場合は早急に行ってください。
NEW	4	令和7年度補正予算・省エネ・非化石転換補助金（設備単位型）（3次公募）	全国	全国	（空白）	2026年08月20日	2026年09月28日	（空白）	（空白）	○基本要件 ①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加 ②1人当たり給与支給総額の年平均成長率が3.5%（日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5%）以上増加 ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ） ※最低賃金引上げ特別適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。 ○その他の要件 ①補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。 ※カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。 ②事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。 ③3～5年の事業計画期間中に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。 ④人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備等の導入等を行う事業計画を策定すること。 ※汎用設備であっても、事業者の導入環境に応じて周辺機器や構成する機器の款、搭載する機能が変化する場合や、汎用設備を組み合わせて導入することでより高い省力化効果や付加価値を生み出すことが可能である場合には、オーダーメイド設備であるとみなし、本事業の対象となります。 ※単に汎用設備を単体で導入する事業については、本事業の対象とはなりません。 ○特別措置 ①大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例 ②最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例	従業員数5名以下：750万円（1,000万円） 従業員数6～20名：1,500万円（2,000万円） 従業員数21～50名：3,000万円（4,000万円） 従業員数51～100名：5,000万円（6,500万円） 従業員数101名以上：8,000万円（1億円） ※補助上限額は従業員数ごとに異なります。 ※大幅賃上げ特例（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額）	中小企業：1/2（2/3）※ 小規模・再生事業者：2/3 ※最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者等は除く。）） ※デジタル技術等を活用した専用設備（「オーダーメイド設備」）とは、ICTやIoT、AI、ロボット、センサー等を活用し、単一もしくは複数の生産工程を自動化するために、外部のシステムインテグレータ（Sia）との連携などを通じて、事業者の個々の業務に応じて専用で設計された機械装置やシステム（ロボットシステム等）のことをいいます。	中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等が、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果があるデジタル技術等を活用した専用設備（※）を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進します。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とします。	中小企業者、小規模企業者・小規模事業者、特定事業者の一部、特定非営利活動法人、社会福祉法人	交付決定日から17か月以内 表日から19か月以内	https://shoryokuka.smrj.go.jp/oppa-n/	○問合せ先：中小企業者・小規模事業者・特定事業者の一部、特定非営利活動法人、社会福祉法人
		中小企業者省力化投資補助金（一般型）第8回	全国	全国	（空白）	2026年08月18日	2026年10月中旬	（空白）	※申請開始日は2026年9月中旬（予定）	○基本要件 ①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加 ②1人当たり給与支給総額の年平均成長率が3.5%（日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5%）以上増加 ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ） ※最低賃金引上げ特別適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。 ○その他の要件 ①補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。 ※カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。 ②事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。 ③3～5年の事業計画期間中に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。 ④人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備等の導入等を行う事業計画を策定すること。 ※汎用設備であっても、事業者の導入環境に応じて周辺機器や構成する機器の款、搭載する機能が変化する場合や、汎用設備を組み合わせて導入することでより高い省力化効果や付加価値を生み出すことが可能である場合には、オーダーメイド設備であるとみなし、本事業の対象となります。 ※単に汎用設備を単体で導入する事業については、本事業の対象とはなりません。 ○特別措置 ①大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例 ②最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例	従業員数5名以下：750万円（1,000万円） 従業員数6～20名：1,500万円（2,000万円） 従業員数21～50名：3,000万円（4,000万円） 従業員数51～100名：5,000万円（6,500万円） 従業員数101名以上：8,000万円（1億円） ※補助上限額は従業員数ごとに異なります。 ※大幅賃上げ特例（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額）	中小企業：1/2（2/3）※ 小規模・再生事業者：2/3 ※最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者等は除く。）） ※デジタル技術等を活用した専用設備（「オーダーメイド設備」）とは、ICTやIoT、AI、ロボット、センサー等を活用し、単一もしくは複数の生産工程を自動化するために、外部のシステムインテグレータ（Sia）との連携などを通じて、事業者の個々の業務に応じて専用で設計された機械装置やシステム（ロボットシステム等）のことをいいます。	中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等が、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果があるデジタル技術等を活用した専用設備（※）を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進します。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とします。	中小企業者、小規模企業者・小規模事業者、特定事業者の一部、特定非営利活動法人、社会福祉法人	交付決定日から17か月以内 表日から19か月以内	https://shoryokuka.smrj.go.jp/oppa-n/	○問合せ先：中小企業者・小規模事業者・特定事業者の一部、特定非営利活動法人、社会福祉法人
NEW	5	中小企業者省力化投資補助金（一般型）第8回	全国	全国	（空白）	2026年08月18日	2026年10月中旬	（空白）	※申請開始日は2026年9月中旬（予定）	○基本要件 ①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加 ②1人当たり給与支給総額の年平均成長率が3.5%（日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5%）以上増加 ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ） ※最低賃金引上げ特別適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。 ○その他の要件 ①補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。 ※カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。 ②事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。 ③3～5年の事業計画期間中に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。 ④人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備等の導入等を行う事業計画を策定すること。 ※汎用設備であっても、事業者の導入環境に応じて周辺機器や構成する機器の款、搭載する機能が変化する場合や、汎用設備を組み合わせて導入することでより高い省力化効果や付加価値を生み出すことが可能である場合には、オーダーメイド設備であるとみなし、本事業の対象となります。 ※単に汎用設備を単体で導入する事業については、本事業の対象とはなりません。 ○特別措置 ①大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例 ②最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例	従業員数5名以下：750万円（1,000万円） 従業員数6～20名：1,500万円（2,000万円） 従業員数21～50名：3,000万円（4,000万円） 従業員数51～100名：5,000万円（6,500万円） 従業員数101名以上：8,000万円（1億円） ※補助上限額は従業員数ごとに異なります。 ※大幅賃上げ特例（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額）	中小企業：1/2（2/3）※ 小規模・再生事業者：2/3 ※最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者等は除く。）） ※デジタル技術等を活用した専用設備（「オーダーメイド設備」）とは、ICTやIoT、AI、ロボット、センサー等を活用し、単一もしくは複数の生産工程を自動化するために、外部のシステムインテグレータ（Sia）との連携などを通じて、事業者の個々の業務に応じて専用で設計された機械装置やシステム（ロボットシステム等）のことをいいます。	中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等が、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果があるデジタル技術等を活用した専用設備（※）を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進します。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とします。	中小企業者、小規模企業者・小規模事業者、特定事業者の一部、特定非営利活動法人、社会福祉法人	交付決定日から17か月以内 表日から19か月以内	https://shoryokuka.smrj.go.jp/oppa-n/	○問合せ先：中小企業者・小規模事業者・特定事業者の一部、特定非営利活動法人、社会福祉法人
		中小企業者省力化投資補助金（一般型）第8回	全国	全国	（空白）	2026年08月18日	2026年10月中旬	（空白）	※申請開始日は2026年9月中旬（予定）	○基本要件 ①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加 ②1人当たり給与支給総額の年平均成長率が3.5%（日本銀行が定める「物価安定の目標」+1.5%）以上増加 ③事業場内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ） ※最低賃金引上げ特別適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみとする。 ○その他の要件 ①補助事業者の業務領域・導入環境において、当該事業計画により業務量が削減される割合を示す省力化効果が見込まれる事業計画を策定すること。 ※カタログ注文型の製品カタログに登録されているカテゴリに該当する製品について、本事業で導入する場合は審査の際に考慮します。 ②事業計画上の投資回収期間を根拠資料とともに提出すること。 ③3～5年の事業計画期間中に、補助事業において、設備投資前と比較して付加価値額が増加する事業計画を策定すること。 ④人手不足の解消に向けて、オーダーメイド設備等の導入等を行う事業計画を策定すること。 ※汎用設備であっても、事業者の導入環境に応じて周辺機器や構成する機器の款、搭載する機能が変化する場合や、汎用設備を組み合わせて導入することでより高い省力化効果や付加価値を生み出すことが可能である場合には、オーダーメイド設備であるとみなし、本事業の対象となります。 ※単に汎用設備を単体で導入する事業については、本事業の対象とはなりません。 ○特別措置 ①大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例 ②最低賃金引き上げに係る補助率引き上げの特例	従業員数5名以下：750万円（1,000万円） 従業員数6～20名：1,500万円（2,000万円） 従業員数21～50名：3,000万円（4,000万円） 従業員数51～100名：5,000万円（6,500万円） 従業員数101名以上：8,000万円（1億円） ※補助上限額は従業員数ごとに異なります。 ※大幅賃上げ特例（上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額）	中小企業：1/2（2/3）※ 小規模・再生事業者：2/3 ※最低賃金引上げ特例（補助率を2/3に引上げ（小規模・再生事業者等は除く。）） ※デジタル技術等を活用した専用設備（「オーダーメイド設備」）とは、ICTやIoT、AI、ロボット、センサー等を活用し、単一もしくは複数の生産工程を自動化するために、外部のシステムインテグレータ（Sia）との連携などを通じて、事業者の個々の業務に応じて専用で設計された機械装置やシステム（ロボットシステム等）のことをいいます。	中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等が、IoT・ロボット等の人手不足解消に効果があるデジタル技術等を活用した専用設備（※）を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進します。これにより、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図り、賃上げにつなげることを目的とします。	中小企業者、小規模企業者・小規模事業者、特定事業者の一部、特定非営利活動法人、社会福祉法人	交付決定日から17か月以内 表日から19か月以内	https://shoryokuka.smrj.go.jp/oppa-n/	○問合せ先：中小企業者・小規模事業者・特定事業者の一部、特定非営利活動法人、社会福祉法人

No	名称	地域	都道府県	市区町村	開始	終了	随時	日付補足	補助要件	補助限度額	補助率/助成率	目的・対象事業	対象者	対象期間	URL	備考	
NEW	令和7年度補正・令和8年度当初食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業	全国	全国	(空白)	2026年08月27日	2026年09月30日	(空白)	※上記は都道府県から地方農政局等への提出期限です。募集の締切日は都道府県により異なりますので、各都道府県窓口にご確認ください。	主な採択基準は以下の通りです。 ○輸出先となるターゲット国が決定しており、当該ターゲット国に対して輸出しようとする品目（商品）について、輸出先国の市場及び規制に関する分析が行われていること。 ○費用対効果分析の手法により投資効率を算出し、投資効率率が2.0以上となっていること。 ○GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）に登録していること。 ○交付対象事業費に充てるために金融機関またはその他適当と認められる者から交付対象事業の全体事業費費率の10％以上の貸付けを受けて事業を実施すること。 ※全体事業費とは、施設等整備事業と効果促進事業の事業費の合計額をいう。 ○事業実施主体においてHACCPチームが編成されていること。なお、チームメンバーにはHACCP研修受講者を必ず含むこと。 ○これまでに本事業又は類似事業（HACCP対応のための施設改修等支援事業等）を同一品目で実施した者には、期日※までに認定・認証を取得済であること、かつ、実施した事業において設定した成果目標を達成済であること。 ※期日は、令和7年度補正事業では令和4年12月1日、令和8年度当初事業では令和5年3月31日 ○事業実施主体の財務状況が、安定した事業運営が可能であると認められること（直近3年の経常損益が3年連続赤字であり、又は、直近の決算において債務超過となっている事業者は交付対象外。）。 ○輸出事業計画を作成し、農林水産大臣に提出し、その認定を受ける又は認定を確実に受ける見込みであると認められること等	R7補正予算：6億円 R8当初予算：1億円	1/2	本事業では、食品製造事業者等が、輸出国の規制(※1)に対応するために必要となる施設や機器の整備及び施設や機器の整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要となるコンサルティング等に要する経費を支援する。 ※1 輸出国の規制とは、輸出国の政府機関が当該輸出国に輸入される農林水産物又は食品について定める食品衛生、添加物、動植物又は畜産物の検疫その他の事項についての基準・条件等、輸出入促進法第17条に基づく適合施設の認定及びISO（国際標準化機構）、GFSI（世界食品安全イニシアティブ）承認規格、有機JAS、ハラル・コーシャ等の認証取得をいう。 対象事業 ①施設整備事業 輸出国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定、ISO22000、FSSC22000、IFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備の整備（新設・増築（持ち寄り増し）、改修）及び機器の整備 ②効果促進事業 認定・認証取得に向けたコンサルティング費や取得後の適切な管理・運用を行うための人材育成に係る研修費等（①の事業費の20％以内）	事業実施主体：食品製造事業者、食品流通事業者、中間加工事業者等	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/gfp/haccp.html	○本補助金は各都道府県により異なるので、都道府県窓口にご確認ください。		
	令和8年度相模原市中小企業生産性向上支援補助金（第2回事業集）	関東	JP-14:神奈川県	相模原市	2026年09月14日	2026年09月16日	(空白)	※事前申請受付期間	○申請要件 ・労働生産性を3年間で9％以上向上させる事業計画であること ・産業支援機関において生産性向上に向けた補助事業計画の承認を事前に行うこと ○既に本補助金の交付決定を受けていないこと（第1回、第2回通して、1事業者1申請まで）	1,000万円	市内発注：2/3以内 市街発注：1/2以内	本市では、国の重点支援地方交付金を活用し、企業の持続的な買上げを可能とする経営基盤を構築するため、市内中小企業の実生産性向上に資する設備更新や設備導入に係る経費を一部補助することで、「企業の稼ぐ力」の安定・強化に繋げます。	市内に店舗、事業所、工場等を有する中小企業者（みなし大企業は除く）	2026年4月1日から2027年2月12日まで	https://sagamihara-hojo.com/#sec01	○問合せ先：相模原市中小企業支援補助金事務局 ○事前申請は必須	
NEW	いがた稼働力強化支援事業補助金（第2回事業集）	中部	JP-15:新潟県	(空白)	2026年08月19日	2026年09月25日	(空白)	※17時締切	○共通要件 (1)直近の決算期の売上高100億円未満であること。 (2)パートナーシップ構築宣言に登録していること。 (3)買上げ要件 令和8年3月から令和9年2月の任意の連続3か月の合算の従業員一人当たり平均給与支給月額（所定内賃金）を前年同月と比較して3％以上引き上げること。 ただし、やむを得ない事情がある場合は、令和8年3月から令和9年2月の1か月以上の従業員一人当たり平均給与支給月額を前年同月と比較して3％以上引き上げること。 ○100億宣言特要件 (1)補助金の公募の申請時までに100億宣言が100億宣言ポータルサイトに公表されている又は100億宣言の申請を行っていること。 (2)売上100億円達成に向けた事業計画を作成すること。 ○一般特要件 (1)直近の決算期の売上高100億円未満であること。 (2)100億宣言(売上高100億円以上)に向けた事業計画を策定すること。 ○申請する事業と同一目的の事業や機械装置等について、国及び県の補助金と併用しないこと。	100億宣言枠：2,500万円 一般枠：1,500万円	2/3	エネルギー価格・物価高騰等が長期化する中、地域経済を牽引し、経済の好循環を生み出す企業の創出に向け、買上げ成長に意欲的な県内中小企業等が、持続的な買上げに向け稼働力を強化するための取組を支援するものです。 対象事業 買上げに向けた前向きな挑戦で、新市場・高付加価値事業への進出等の高付加価値化の設備投資を含む商品・サービス開発の取組	県内に主たる事業所を有する直近の決算期の売上高100億円未満の中小企業者（みなし大企業は除く）	交付決定日～2027年12月29日まで	https://www.pref.nigata.lg.jp/site/sangyorodo/kaseguchikara-bosyu.html	○問合せ先：いがた稼働力強化支援事業補助金事務局	
	三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金（第3期）	近畿	JP-24:三重県	(空白)	2026年08月18日	2026年09月10日	(空白)	(空白)	○三重県版経営向上計画の認定申請を行うことができる者 ○同一事業者で複数の申請はできません。 ○以下の補助金採択者は申請できません。 ・令和7年三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金（第1期及び第2期） ・令和8年三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金（第1期及び第2期） ○「買上げコース」と「一般コース」の重複申請はできません。 ○一般コース ・エネルギー価格等高騰の影響を緩和する生産性向上や業態転換の取組 ○買上げコース ・エネルギー価格等高騰の影響を緩和する生産性向上や業態転換の実施することで、従業員（※1）の賃金引き上げ（※2）につなげようとする者 ※1「従業員」とは、「常時使用する従業員」で、日雇労働者及び他の労働者と比較して労働日数や労働時間が短いパートタイム労働者等は含まれません。また、労働を目的として雇用しない外国人技能実習生等も含まれません。 ※2「賃金引き上げ」の対象者には、「常時使用する従業員」の最低賃金者を含める必要があります。 ○一般コース ・	買上げコース：200万円 一般コース：100万円	1/2以内	従業員の賃金引き上げ等につながるよう、エネルギー価格等高騰の影響を受けている中小企業・小規模企業等が、エネルギー価格等高騰の影響を緩和するために生産性向上や業態転換を行い、もって意欲的な経営向上等をめざす取組を支援することを目的とします。 対象事業 エネルギー価格等高騰の影響を緩和し、生産性向上や業態転換を図るために実施する以下の経営向上の取組 (1)省エネルギー機器や完全事業消費費用再生可能エネルギー装置の導入による生産性向上 (2)省力化・作業効率化・生産能力増強等のための設備導入やDXの導入による生産性向上 (3)サプライチェーンの強靱化のための部素材の内製化、製造工程の見直し等の事業再構築 (4)需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築 (5)新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ等による事業再構築 (6)新たな需要が見込める既存商品のブランド力強化や新たな顧客層の掘り起こしにつなげる販路開拓 (7)その他エネルギー価格等の高騰に対応するための取組	○買上げコース ・三重県内に主たる事業所又は事業所を有する中小企業・小規模企業等 ・常時使用する従業員の賃金を引き上げようとする者 ○一般コース ・三重県内に主たる事業所又は事業所を有する小規模企業等	交付決定日～2027年1月20日まで	https://www.pref.mie.lg.jp/SHINSA-N/HP/m0143000354.htm	○問合せ先：申請書提出先：三重県産業支援センター経営支援課（生産性向上補助金係）	
NEW	令和8年度松阪市中小企業収益力向上・買上げ環境整備補助金（二次募集）	近畿	JP-24:三重県	松阪市	2026年09月14日	2026年09月30日	(空白)	※16時30分必着 ※予算上限に到達次第募集を終了	○令和8年度一次募集において採択または不採択の決定を受けた事業者は、二次募集への申請はできません。 ○交付条件 補助対象事業により、賃金引き上げを確認することができる場合、もしくは買上げ誓約書調を確認することができることを交付条件とします。 ただし、小規模事業者等（個人事業主など）に該当する場合は、賃上げを必須とせず、収益力向上を確認することで交付条件とします。 ※賃金の引き上げとは、申請書の買上げ計画に該当する従業員の申請時点賃金と、実績報告時点の当該従業員の賃金が上昇していることをいいます。	300万円	補助対象経費の1/2以内	収益力向上等の事業を実施し、従業員の賃金引き上げにつながるようとする市内中小企業等を支援します。 対象事業 (1)省力化・作業効率化・生産能力増強等のための設備導入やDXの導入による生産性向上 (2) サプライチェーンの強靱化のための部素材の内製化、製造工程の見直し等の事業再構築 (3) 需要が見込める分野にシフトして収益の柱を作る事業再構築 (4) 新商品・新サービスの開発、新事業の立ち上げ等による事業再構築 (5) 新たな需要が見込めるブランド力強化や新たな顧客層の掘り起こしにつなげる販路開拓 (6) その他市長が認める収益力向上に役立てる事業	市内に本社、支店、営業所等、対外的に独立して事業活動を営んでいると認められる事業所を有する中小企業者・小規模事業者等	交付決定日～2027年1月29日まで	https://www.city.matsukasa.mie.jp/site/hajyochien/imageghojonijibosyuu.html	○問合せ先：松阪市産業文化部商工政策課	
	企業における省エネ設備等導入支援事業補助金（原油価格高騰枠）	中部	JP-18:福井県	(空白)	2026年08月07日	2026年11月30日	(空白)		○「企業における省エネ設備等導入支援事業補助金」の通常枠との併用はできません。 ○次の各号に掲げる要件をすべて満たす者 (1)福井県内に事業所を有する中小企業者であること (2)製造業または商業・サービス業を営む者であること (3)直近2月における燃料・電気・ガス等のエネルギー関連経費の合計が、前年同2か月より1.5％以上増加していること（エネルギー関連経費とは、補助対象設備を設置する事業所等において負担する燃料費、電気料金、ガス料金等のうち、更新対象設備の稼働に使用するエネルギーの種類に応じた経費をいう。） (4)福井県の県税および地方消費税に滞納がないこと (5)「ふくい女性活躍推進企業」に登録していること（ただし、個人事業主は不要。） (6)補助事業の導入効果の検証または情報発信に協力すること	1,000万円	1/2以内	エネルギー価格の高騰等により製造社会の持続に対応した経営体制への転換を加速するため、県内で製造業または商業・サービス業を営む中小企業者のうち、特に中東情勢等に起因する原油価格高騰の影響を大きく受けている事業者に対し、省エネルギー性能・省CO2性能に優れた設備の導入を支援することを目的とする。なお、本事業は「企業における省エネ設備等導入支援事業補助金」において、新たに「原油価格高騰枠」を設けて実施するものである。対象事業 製造業または商業・サービス業に使用する既存の稼働設備を次のいずれかの設備に更新する事業 (2)については、製造業に使用する設備とし、対象の補助金に該当する。 (1)既存の稼働設備に対して30％以上の省CO2効果または年間5t以上のCO2削減量のある設備 ただし、(1)における既存の稼働設備および更新後の設備とは、以下の設備とする。 1.ボイラ等 2.産業ヒートポンプ等 3.変圧器等 4.産業用モーター等 5.コージェネレーション等 6.工場炉等 (2)既存の生産設備に対して30％以上省CO2効果のある高効率生産設備（既存の生産設備に対して30％以上省CO2効果をもたらす省エネ機能を付加する場合を含む。） ※(2)生産設備の更新につきましては、「適宜枠」においても補助対象となりません。	福井県内に事業所を有する中小企業者	交付決定日～2027年2月12日まで	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/c-hisang/bosyu/syosune_genyuyakuz026.html	○問合せ先：福井県産業技術課 企業における省エネ設備等導入支援事業補助金事務局	
NEW	デジタル化・AI導入補助金2026<通常枠>	全国	全国	(空白)	2026年03月30日	2026年12月01日	(空白)	※17時 ※公募期間内の公募締切 1次公募：2026年5月12日(火)17時 2次公募：2026年6月15日(月)17時 3次公募：2026年7月21日(火)17時 4次公募：2026年8月25日(火)17時 5次公募：2026年9月29日(火)17時 6次公募：2026年10月30日(金)17時 7次公募：2026年12月1日(火)17時	○ITツールの要件 申請者は、IT導入支援事業者が事務局に対して事前に登録したITツールの中から導入するものを選択し、交付申請を行う。 ○交付申請の直近月において、申請者が営む事業場内の最低賃金が法令上の地域別最低賃金以上であること。 ○独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」いずれかの宣言を行うこと。また、宣言内容の検証に際し事務局が一部の交付申請情報を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）と共有することに同意すること。なお、第2回公募以降においては、2926年4月より運用開始のSECURITY ACTION管理システムにおいて、「SECURITY ACTION」の「★一つ星」又は「★★二つ星」いずれかの宣言を行っている場合、申請可能とする。 ○国及び独立行政法人中小企業基盤整備機構中小機構、その他の独立行政法人の他の補助金等と重複する事業については、補助事業の対象として含んでいないこと。 ○補助事業者の労働生産性について、以下要件を全て満たす3年間の事業計画を策定し実行すること。 ①1年後に労働生産性を3パーセント以上向上させること。ただし、IT導入補助金2022、IT導入補助金2023の通常枠（A・B類型）又はデジタル化基盤導入枠（複数社連携IT導入類型）若しくはIT導入補助金2024、IT導入補助金2025の通常枠又は複数社連携IT導入枠の交付決定を受けた事業者については、労働生産性を1年後に4パーセント以上向上させること。②事業計画期間において、労働生産性の年平均成長率を3パーセント以上とすること。ただし、IT導入補助金2022、IT導入補助金2023の通常枠（A・B類型）又はデジタル化基盤導入枠（複数社連携IT導入類型）若しくはIT導入補助金2024、IT導入補助金2025の通常枠又は複数社連携IT導入枠の交付決定を受けた事業者については、労働生産性の年平均成長率を4パーセント以上とすること。③労働生産性の向上の目標が実現可能かつ合理的であること。 ○IT導入支援事業者と確認を行ったうえで、生産性向上に係る情報（営業利益、人件費、減価償却費、従業員数及び就業時間、給与支給総額、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）等）を事務局に報告すること。 他の要件など、詳細は公募要領を参照ください。	1プロセス以上：150万円未満 4プロセス以上：450万円以下	1/2以内	※令和6年10月から令和7年9月までの間で 3か月以上、令和7年度改定地域別最低賃金未満で雇用している従業員が全従業員の30％以上であることを示した場合の補助率は、2/3以内	デジタル化・AI導入補助金事業のスキーム IT導入支援事業者と中小企業・小規模事業者等が共同事業体となり、デジタル化・AI導入補助金事務局に対して各種申請を行う。 ※IT導入支援事業者とは IT導入支援事業者とは、生産性向上を目指す中小企業・小規模事業者等に対してITツールを導入し、補助事業を円滑に遂行するための支援を行う事業者を指す。事務局に登録申請を行い、事務局にてその適格性が審査された結果、採択された者をいう。 ※ITツールとは ITツールとは、本事業においてIT導入支援事業者が提供し、かつ事務局に登録された中小企業・小規模事業者等の労働生産性の向上に資するソフトウェア（AIを含む）・オプション・設備・ハードウェアの総称を指す。	中小企業者・小規模事業者等	交付決定後～ 1次公募：2026年12月30日 2次公募：2027年1月29日 3次公募：2027年2月26日 4次公募：2027年3月31日 5次公募：2027年4月30日 6次公募：2027年5月31日 7次公募：2027年7月30日	https://it-shien.smrj.go.jp/applicant/subsidy/normal/	○問合せ先：中小企業・AI導入支援事業事務局
	update																